

職務発明等に対する報奨金等の取扱いに関する細則

(目的)

第1条 この細則は、学校法人東洋大学発明等の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第13条に基づき、発明者への報奨金等の取扱いについて必要な事項を定めることにより、発明者の権利を保障し、学校法人東洋大学（以下「本法人」という。）の教職員等の発明意欲の向上を図るとともに、教職員等の社会貢献を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、用いられる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 経費 本法人に帰属すると決定された職務発明等に関する費用であって、本法人が当該職務発明等の出願、維持等に要した費用（特許出願料、審査請求料、設定登録料、特許料、翻訳料、代理人費用、成功報酬等を含む。）をいう。
- (2) 収益 本法人に帰属すると決定された職務発明等を実施許諾又は譲渡することにより収入を得た場合、その収入から経費を減じたものをいう。
- (3) パテントファミリー ひとつの出願及びそれを基礎出願とする関連出願（国内優先権主張出願、分割出願、PCT出願、外国出願等）を含む特許群をいう。
- (4) 報奨金 収益のあった職務発明等に係る発明者に、本法人が直接支払うものをいう。
- (5) 特別研究費 収益のあった職務発明等の発明者に、本法人が研究助成の目的として配分するものをいう。

(報奨金の支払い及び特別研究費の配分)

第3条 報奨金の支払い及び特別研究費の配分は、パテントファミリー毎に、前年度の収入から前年度末までの経費を減じた額を収益の額として算出し、当年9月末までに行う。ただし、当該職務発明等について、第三者との契約等に基づく支払義務を有する場合には、当該第三者との契約等が優先される。

2 前項の収益の額は、次の各号のとおり配分する。

- (1) 報奨金として30%
- (2) 特別研究費として30%
- (3) 本法人の管理費等として40%

3 前項の配分に当たって千円未満の端数が生じた場合、その端数は本法人の管理費等として配分する。

4 第2項の配分に当たって、発明者が二人以上あるときは、第2項の配分を行った上であらかじめ定めた各人の寄与率に基づき配分し、寄与率の定めがないときは、均等割りとする。ただし、特別研究費については、発明者が配分の実施時点において本法人の専任教職員ではない場合、その額は本法人の管理費等として配分する。

5 前項の配分の結果、千円未満の端数が生じた場合、その端数は本法人の管理費等として配分する。

(報奨金の振替)

第4条 報奨金は、その発明者が報奨金振替申請書を提出することにより、次の各号のいずれかに振り替えることができる。

- (1) 特別研究費
- (2) 本法人の管理費等
(特別研究費の取扱い)

第5条 発明者は特別研究費の執行に当たり研究計画書を作成する。

- 2 特別研究費の執行取扱いについては、東洋大学の定める公的研究費執行要領に定めるところによる。
- 3 特別研究費は、年度を超えて使用することができる。
- 4 特別研究費が未執行のまま、発明者が退職等により本法人の専任教職員ではなくなった場合、特別研究費の残額は本法人の管理費等として充当する。

(報奨金の支払い方法)

第6条 報奨金の支払いは、発明者の銀行口座への振込みとする。

- 2 本法人と雇用関係がある発明者については、給与等の振込みのため登録された銀行口座への振込みとする。
- 3 発明者が本法人との雇用関係を持たない場合、発明者は日本国内の銀行口座を本法人に届け出なければならない。
- 4 発明者は、前項の銀行口座を変更する場合は、速やかにその旨を本法人へ届け出なければならない。

(報奨金の支払い留保)

第7条 発明者が前条第3項又は第4項の届出を行わなかったことにより報奨金の支払いができない場合、本法人は、当該報奨金の支払を次年度まで留保する。

- 2 次年度中に発明者が前項の届出を行った場合、本法人は、支払を留保した報奨金を支払う。この場合において、本法人は、当該報奨金の支払い不能により生じる利息、遅延損害金その他当該報奨金の元本以外の金銭を支払わない。
- 3 次年度中に発明者が前項の届出を行わなかった場合、発明者は、当該報奨金を放棄したものとみなす。この場合において、放棄された報奨金は、本法人の管理費等として充当する。

(改正)

第8条 この細則の改正は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この細則は、平成29年3月7日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い「職務発明に対する報奨金の取り扱いに関する内規」は廃止する。ただし、この細則の施行日前に本法人に特許権等が承継された発明等については、なお従前の例による。